

No.	頁	第	大項目	中項目	小項目	項目等	新 実施方針(令和6年8月 日公表)	旧 実施方針(令和6年6月28日公表)																																																																																																																																		
1	1	2	1	(2)		事業概要	本事業は、町が令和3年11月に策定した三股町交流拠点施設整備事業基本計画(以下「基本計画」という。)の第1章に記述する交流拠点施設整備事業のねらい(以下「ねらい」という。)を実現するため、五本松団地跡地を有効に活用し、三股の暮らしの魅力を高める新しい拠点として、「学び」「子ども子育て」「健康づくり」「買い物と食」の4つの機能を導入する交流施設として、主に町民交流施設、屋外施設及び商業交流施設の整備を行い、それぞれ有機的な連携による相乗効果を生み出せる整備施設として、一体的な維持管理及び運営を実施する。なお、商業交流施設に関しては、基本計画のねらいを実現する一翼を担う施設であるが、附帯事業としての要素を強く持ち合わせていることから、 <u>町民交流施設及び屋外施設(以下「町民交流施設等」という。)の整備を優先して実施することとし、本事業では、町民交流施設等を対象とする。</u>	本事業は、町が令和3年11月に策定した三股町交流拠点施設整備事業基本計画(以下「基本計画」という。)の第1章に記述する交流拠点施設整備事業のねらい(以下「ねらい」という。)を実現するため、五本松団地跡地を有効に活用し、三股の暮らしの魅力を高める新しい拠点として、「学び」「子ども子育て」「健康づくり」「買い物と食」の4つの機能を導入する交流施設として、主に町民交流施設、屋外施設及び商業交流施設の整備を行い、それぞれ有機的な連携による相乗効果を生み出せる整備施設として、一体的な維持管理及び運営を実施する。なお、商業交流施設に関しては、基本計画のねらいを実現する一翼を担う施設であるが、附帯事業としての要素を強く持ち合わせていることから、 <u>町民交流施設及び屋外施設の整備を優先して実施することとし、本事業では、町民交流施設を対象とする。</u>																																																																																																																																		
2	2	2	1	(6)		(6)事業方式【事業方式等】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業方式等</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業契約方式</td> <td>PFI法に基づく事業契約を前提とする。</td> </tr> <tr> <td>事業方式</td> <td>特定事業として選定予定の町民交流施設等はBTO方式を基本とし、民間提案による商業交流施設については、次の方式の提案を可能とする。 ①BOT又はBOO ②借地借家法に基づく定期借地権の設定 ③コンセッション方式</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td>特別目的会社によるサービス購入型を基本とし、ジョイントベンチャー型及び独立採算型の提案も可能とする。 なお、ソーシャルインパクトボンド(SIB)やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	事業方式等	説明	事業契約方式	PFI法に基づく事業契約を前提とする。	事業方式	特定事業として選定予定の町民交流施設等はBTO方式を基本とし、民間提案による商業交流施設については、次の方式の提案を可能とする。 ①BOT又はBOO ②借地借家法に基づく定期借地権の設定 ③コンセッション方式	資金調達	特別目的会社によるサービス購入型を基本とし、ジョイントベンチャー型及び独立採算型の提案も可能とする。 なお、ソーシャルインパクトボンド(SIB)やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業方式等</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業契約方式</td> <td>PFI法に基づく事業契約を前提とする。</td> </tr> <tr> <td>事業方式</td> <td>特定事業として選定予定の公共施設部分はBTO方式を基本とし、民間提案による複合施設等については、次の方式の提案を可能とする。 ①BOT又はBOO ②借地借家法に基づく定期借地権の設定 ③コンセッション方式</td> </tr> <tr> <td>資金調達</td> <td>特別目的会社によるサービス購入型を基本とし、ジョイントベンチャー型及び独立採算型の提案も可能とする。 なお、ソーシャルインパクトボンド(SIB)やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	事業方式等	説明	事業契約方式	PFI法に基づく事業契約を前提とする。	事業方式	特定事業として選定予定の公共施設部分はBTO方式を基本とし、民間提案による複合施設等については、次の方式の提案を可能とする。 ①BOT又はBOO ②借地借家法に基づく定期借地権の設定 ③コンセッション方式	資金調達	特別目的会社によるサービス購入型を基本とし、ジョイントベンチャー型及び独立採算型の提案も可能とする。 なお、ソーシャルインパクトボンド(SIB)やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができる。																																																																																																																		
事業方式等	説明																																																																																																																																									
事業契約方式	PFI法に基づく事業契約を前提とする。																																																																																																																																									
事業方式	特定事業として選定予定の町民交流施設等はBTO方式を基本とし、民間提案による商業交流施設については、次の方式の提案を可能とする。 ①BOT又はBOO ②借地借家法に基づく定期借地権の設定 ③コンセッション方式																																																																																																																																									
資金調達	特別目的会社によるサービス購入型を基本とし、ジョイントベンチャー型及び独立採算型の提案も可能とする。 なお、ソーシャルインパクトボンド(SIB)やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができる。																																																																																																																																									
事業方式等	説明																																																																																																																																									
事業契約方式	PFI法に基づく事業契約を前提とする。																																																																																																																																									
事業方式	特定事業として選定予定の公共施設部分はBTO方式を基本とし、民間提案による複合施設等については、次の方式の提案を可能とする。 ①BOT又はBOO ②借地借家法に基づく定期借地権の設定 ③コンセッション方式																																																																																																																																									
資金調達	特別目的会社によるサービス購入型を基本とし、ジョイントベンチャー型及び独立採算型の提案も可能とする。 なお、ソーシャルインパクトボンド(SIB)やインパクト投資などの新しい資金調達を含めた資金調達スキームを提案することができる。																																																																																																																																									
3	4	2	1	(8)	イ	(8)事業の範囲 イ 本事業に係る業務の内容	<p>(ア)町民交流施設等及び将来整備を行う商業交流施設の企画業務(事前調査を含み、商業交流施設についてはゾーニングレイアウトのみ)</p> <p>(イ)町民交流施設等の設計業務(事前調査含む)</p> <p>(ウ)町民交流施設等の整備業務</p> <p>(エ)町民交流施設等の整備期間中の施工監理業務</p> <p>(オ)町民交流施設等の維持管理業務</p> <p>(カ)町民交流施設等の運営業務</p> <p>(キ)附帯事業に関する業務</p> <p>(ク)業務全体に関するセルフモニタリング</p> <p>(ケ)第6セクターの契約期間中の維持業務</p> <p>(コ)独立採算による自主提案業務</p> <p>(サ)町への所有権移転等に関する一切の業務</p> <p>(シ)町が実施する各種補助申請又は会計検査対応等の支援</p> <p>(ス)事業期間中に町が実施する関連業務に対する支援</p>	<p>(ア)町民交流施設の企画・設計業務(事前調査を含む)</p> <p>(イ)町民交流施設の整備業務</p> <p>(ウ)町民交流施設の整備期間中の施工監理業務</p> <p>(エ)町民交流施設の維持管理業務</p> <p>(オ)町民交流施設の運営業務</p> <p>(カ)附帯事業に関する業務</p> <p>(キ)業務全体に関するセルフモニタリング</p> <p>(ク)第6セクターの契約期間中の維持業務</p> <p>(ケ)独立採算による自主提案業務</p> <p>(コ)町への所有権移転等に関する一切の業務</p> <p>(サ)町が実施する各種補助申請又は会計検査対応等の支援</p> <p>(シ)事業期間中に町が実施する関連業務に対する支援</p>																																																																																																																																		
4	5	2	1	(8)	オ	(8)事業の範囲 オ 事業スケジュール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日程</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第1段階 ～実施方針の公表、特定事業の選定・公表～</td> </tr> <tr> <td>実施方針の公表</td> <td>令和6年6月28日(金)</td> <td>P1</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する説明希望の受付締切</td> <td>令和6年7月5日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する説明</td> <td>令和6年7月8日(月) ～12日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問・意見の受付締切</td> <td>令和6年7月12日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問・意見への回答</td> <td>令和6年7月19日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>個別対話の受付締切</td> <td>令和6年7月19日(金)</td> <td>P15</td> </tr> <tr> <td>個別対話の実施</td> <td>令和6年7月22日(月) ～26日(金)</td> <td>P15</td> </tr> <tr> <td>第6セクター候補者の指名及び公表</td> <td>令和6年9月中旬～下旬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業の選定及び公表</td> <td>令和6年9月下旬</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第2段階 ～第6セクターの構築～</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制構築のための募集</td> <td>令和6年10月上旬開始</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制(案)の提出</td> <td rowspan="3">以降、進行に合わせて 随時設定する。</td> <td>P9</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制(案)の適正審査</td> <td>P9</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制(案)適正審査の結果通知及び公表</td> <td>P9</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第3段階 ～提案審査、事業者選定～</td> </tr> <tr> <td>事業に関する企画提案の提出締切</td> <td rowspan="4">同上</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td>提案内容の審査</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td>優先交渉権者の選定及び公表</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第4段階 ～契約手続き～</td> </tr> <tr> <td>基本協定の締結</td> <td rowspan="3">同上</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td>仮契約の締結</td> <td>P11</td> </tr> <tr> <td>事業契約の締結</td> <td>P11</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日程	頁	第1段階 ～実施方針の公表、特定事業の選定・公表～			実施方針の公表	令和6年6月28日(金)	P1	実施方針に関する説明希望の受付締切	令和6年7月5日(金)	P14	実施方針に関する説明	令和6年7月8日(月) ～12日(金)	P14	実施方針に関する質問・意見の受付締切	令和6年7月12日(金)	P14	実施方針に関する質問・意見への回答	令和6年7月19日(金)	P14	個別対話の受付締切	令和6年7月19日(金)	P15	個別対話の実施	令和6年7月22日(月) ～26日(金)	P15	第6セクター候補者の指名及び公表	令和6年9月中旬～下旬		特定事業の選定及び公表	令和6年9月下旬	P6	第2段階 ～第6セクターの構築～			第6セクター体制構築のための募集	令和6年10月上旬開始	P6	第6セクター体制(案)の提出	以降、進行に合わせて 随時設定する。	P9	第6セクター体制(案)の適正審査	P9	第6セクター体制(案)適正審査の結果通知及び公表	P9	第3段階 ～提案審査、事業者選定～			事業に関する企画提案の提出締切	同上	P10	提案内容の審査	P10	優先交渉権者の選定及び公表	P10	第4段階 ～契約手続き～			基本協定の締結	同上	P10	仮契約の締結	P11	事業契約の締結	P11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>日程</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第1段階 ～実施方針の公表、特定事業の選定・公表～</td> </tr> <tr> <td>実施方針の公表</td> <td>6月28日(金)</td> <td>P1</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する説明希望の受付締切</td> <td>7月5日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する説明</td> <td>7月8日(月) ～12日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問・意見の受付締切</td> <td>7月12日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>実施方針に関する質問・意見への回答</td> <td>7月19日(金)</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>個別対話の受付締切</td> <td>7月19日(金)</td> <td>P15</td> </tr> <tr> <td>個別対話の実施</td> <td>7月22日(月) ～26日(金)</td> <td>P15</td> </tr> <tr> <td>特定事業の選定及び公表</td> <td>8月下旬</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第2段階 ～第6セクターの構築～</td> </tr> <tr> <td>第6セクター候補者の指名及び公表</td> <td rowspan="4">以降、進行に合 わせて随時設定す る。</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制構築のための募集</td> <td>P6</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制(案)の提出</td> <td>P9</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制(案)の適正審査</td> <td>P9</td> </tr> <tr> <td>第6セクター体制(案)の適正審査の結果通知及び公表</td> <td>P9</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第3段階 ～提案審査、事業者選定～</td> </tr> <tr> <td>事業に関する企画提案の提出締切</td> <td rowspan="3">同上</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td>提案内容の審査</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td>優先交渉権者の選定及び公表</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第4段階 ～契約手続き～</td> </tr> <tr> <td>基本協定の締結</td> <td rowspan="3">同上</td> <td>P10</td> </tr> <tr> <td>仮契約の締結</td> <td>P11</td> </tr> <tr> <td>事業契約の締結</td> <td>P11</td> </tr> </tbody> </table>	項目	日程	頁	第1段階 ～実施方針の公表、特定事業の選定・公表～			実施方針の公表	6月28日(金)	P1	実施方針に関する説明希望の受付締切	7月5日(金)	P14	実施方針に関する説明	7月8日(月) ～12日(金)	P14	実施方針に関する質問・意見の受付締切	7月12日(金)	P14	実施方針に関する質問・意見への回答	7月19日(金)	P14	個別対話の受付締切	7月19日(金)	P15	個別対話の実施	7月22日(月) ～26日(金)	P15	特定事業の選定及び公表	8月下旬	P6	第2段階 ～第6セクターの構築～			第6セクター候補者の指名及び公表	以降、進行に合 わせて随時設定す る。	P6	第6セクター体制構築のための募集	P6	第6セクター体制(案)の提出	P9	第6セクター体制(案)の適正審査	P9	第6セクター体制(案)の適正審査の結果通知及び公表	P9	第3段階 ～提案審査、事業者選定～			事業に関する企画提案の提出締切	同上	P10	提案内容の審査	P10	優先交渉権者の選定及び公表	P10	第4段階 ～契約手続き～			基本協定の締結	同上	P10	仮契約の締結	P11	事業契約の締結	P11
項目	日程	頁																																																																																																																																								
第1段階 ～実施方針の公表、特定事業の選定・公表～																																																																																																																																										
実施方針の公表	令和6年6月28日(金)	P1																																																																																																																																								
実施方針に関する説明希望の受付締切	令和6年7月5日(金)	P14																																																																																																																																								
実施方針に関する説明	令和6年7月8日(月) ～12日(金)	P14																																																																																																																																								
実施方針に関する質問・意見の受付締切	令和6年7月12日(金)	P14																																																																																																																																								
実施方針に関する質問・意見への回答	令和6年7月19日(金)	P14																																																																																																																																								
個別対話の受付締切	令和6年7月19日(金)	P15																																																																																																																																								
個別対話の実施	令和6年7月22日(月) ～26日(金)	P15																																																																																																																																								
第6セクター候補者の指名及び公表	令和6年9月中旬～下旬																																																																																																																																									
特定事業の選定及び公表	令和6年9月下旬	P6																																																																																																																																								
第2段階 ～第6セクターの構築～																																																																																																																																										
第6セクター体制構築のための募集	令和6年10月上旬開始	P6																																																																																																																																								
第6セクター体制(案)の提出	以降、進行に合わせて 随時設定する。	P9																																																																																																																																								
第6セクター体制(案)の適正審査		P9																																																																																																																																								
第6セクター体制(案)適正審査の結果通知及び公表		P9																																																																																																																																								
第3段階 ～提案審査、事業者選定～																																																																																																																																										
事業に関する企画提案の提出締切	同上	P10																																																																																																																																								
提案内容の審査		P10																																																																																																																																								
優先交渉権者の選定及び公表		P10																																																																																																																																								
第4段階 ～契約手続き～																																																																																																																																										
基本協定の締結	同上	P10																																																																																																																																								
仮契約の締結		P11																																																																																																																																								
事業契約の締結		P11																																																																																																																																								
項目	日程	頁																																																																																																																																								
第1段階 ～実施方針の公表、特定事業の選定・公表～																																																																																																																																										
実施方針の公表	6月28日(金)	P1																																																																																																																																								
実施方針に関する説明希望の受付締切	7月5日(金)	P14																																																																																																																																								
実施方針に関する説明	7月8日(月) ～12日(金)	P14																																																																																																																																								
実施方針に関する質問・意見の受付締切	7月12日(金)	P14																																																																																																																																								
実施方針に関する質問・意見への回答	7月19日(金)	P14																																																																																																																																								
個別対話の受付締切	7月19日(金)	P15																																																																																																																																								
個別対話の実施	7月22日(月) ～26日(金)	P15																																																																																																																																								
特定事業の選定及び公表	8月下旬	P6																																																																																																																																								
第2段階 ～第6セクターの構築～																																																																																																																																										
第6セクター候補者の指名及び公表	以降、進行に合 わせて随時設定す る。	P6																																																																																																																																								
第6セクター体制構築のための募集		P6																																																																																																																																								
第6セクター体制(案)の提出		P9																																																																																																																																								
第6セクター体制(案)の適正審査		P9																																																																																																																																								
第6セクター体制(案)の適正審査の結果通知及び公表	P9																																																																																																																																									
第3段階 ～提案審査、事業者選定～																																																																																																																																										
事業に関する企画提案の提出締切	同上	P10																																																																																																																																								
提案内容の審査		P10																																																																																																																																								
優先交渉権者の選定及び公表		P10																																																																																																																																								
第4段階 ～契約手続き～																																																																																																																																										
基本協定の締結	同上	P10																																																																																																																																								
仮契約の締結		P11																																																																																																																																								
事業契約の締結		P11																																																																																																																																								
5	6	2	2	(1)	ア	(1)特定事業の選定に関する考え方	ア 本事業の企画、設計、整備・開発及び維持管理・運営において、町が要求する水準を上回ることが具体的に確認できること。特に、整備する町民交流施設等の有効活用が明確に確認できること。	ア 本事業の企画、設計、整備・開発及び維持管理・運営において、町が要求する水準を上回ることが具体的に確認できること。特に、整備する交流拠点施設等の有効活用が明確に確認できること。																																																																																																																																		
6	12	5	2	(2)		(2)維持管理業務	町は、維持管理業務について、本事業の対象となる町民交流施設等における実施状況を確認する。	町は、維持管理業務について、本事業の対象となる町民交流施設における実施状況を確認する。																																																																																																																																		